

丸の内警察署速度取締指針

速度取締指針とは

警視庁速度管理指針の考え方にに基づき、重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

警視庁重点路線等における警察活動

警視庁指定重点路線・警察署指定重点路線では、交通事故実態等を踏まえ、重点時間帯における速度取締りを中心とした各種警察活動を実施いたします。

- 速度取締り
- パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
- その他交通事故に直結する交通違反の取締り 等

丸の内警察署管内の重点路線

No	路線名	種別	規制速度(時速)	区 間		重点時間帯
1	国道1号	☆	60km	霞が関三丁目交差点	呉服橋交差点	7-20
2	晴海通り	☆	60km	祝田橋交差点	数寄屋橋交差点	7-23
3	永代通り	☆	60km	大手門交差点	呉服橋交差点	7-21
4	白山通り	☆	50km	平川門交差点	一ツ橋河岸交差点	8-19
5	内堀通り	☆	60km	桜田門交差点	平川門交差点	7-23
6	大手町湯島線	☆	60km	大手町交差点	千代田区大手町1-3先交差点	8-19
7	鍛冶橋通り	☆	60km	二重橋前交差点	鍛冶橋交差点	7-23
8	日比谷通り	☆	60km	千代田区内幸町2-2先交差点	大手町交差点	7-23
9	丸の内通り	○	40km	千代田区有楽町1-7先交差点	千代田区大手町1-9先交差点	7-22
10	大手町両国線	○	40km	千代田区大手町1-2先交差点	千代田区大手町2-3先交差点	7-20
11	国会通り	○	60km	霞が関二丁目交差点	内幸町交差点	7-21
12	祝田通り	○	60km	西幸門前交差点	祝田橋交差点	7-19

- ※ 種別：☆は警視庁重点路線、○は警察署重点路線
- ※ 種別欄☆の路線の指定理由については、警視庁速度管理指針をご参照ください。
- ※ 実際の道路標識等で定められた規制速度を確認し走行してください。
- ※ 重点路線の区間欄については、同路線の警察署境界付近の交差点通称名や付近住所番地で示していますので、厳密な警察署の管轄境界とは異なる場合があります。

署指定の重点路線と指定理由

No	路線名(○)	指定理由
9	丸の内通り	商業地であることから歩行者や自転車が多く、速度超過による交通事故を防止するため。
10	大手町両国線	永代通りと並列している路線のため抜け道として利用する車両が多く、道路が閑散としている状況が比較的多いことから速度が出しやすくなっており、重大交通事故を防止するため。

No	路線名(○)	指定理由
11	国会通り	交通量が少ない時間帯においては、比較的速度が出しやすいことから、重大交通事故を防止するため。(過去に交通死亡・重傷事故が発生した路線)
12	祝田通り	警視庁重点路線が交差する祝田橋交差点と接続する路線で、直線道路のため速度を出しやすくなっており、重大交通事故を防止するため。(過去に交通死亡事故が発生した路線)

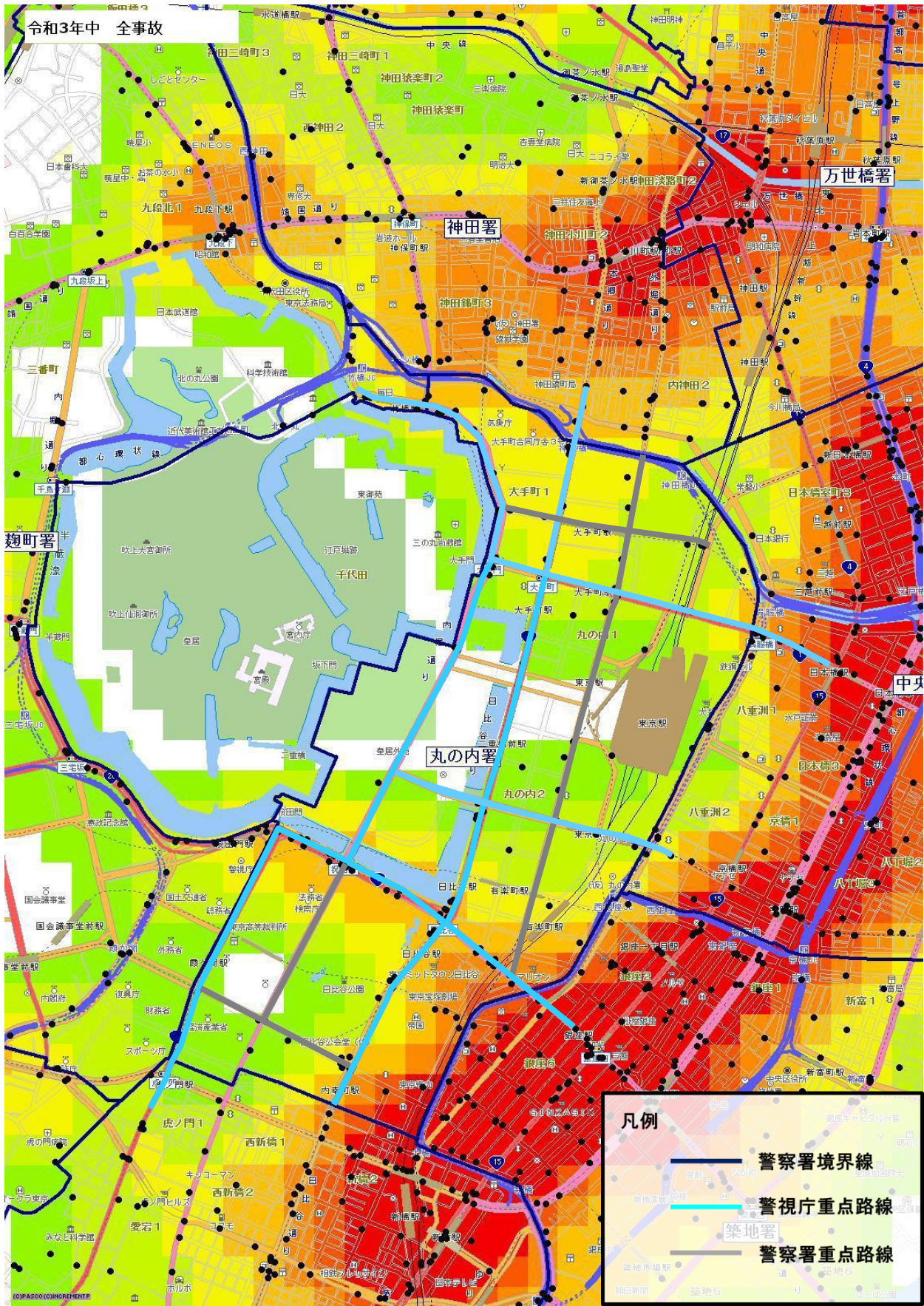
丸の内警察署管内におけるゾーン30・小学校周辺地区

No	対象	地区
	当署管内には、ゾーン30・小学校はありません。	

ランダムな速度取締りの実施

指定した路線・時間帯以外においても、ランダムな速度取締り等を実施いたします。
 重大交通事故を防止するため、表記された路線・時間帯以外でも常に安全運転を心掛け、速度を抑えて走行してください。

丸の内警察署管内の速度取締り重点路線



※地図内の表示されている色については全事故の発生密度 (件/km²)

15~ 120~